

東京一極集中是正のための緊急決議（案）

全国知事会

平成28年11月

東京圏への人口集中が止まらない。

平成27年国勢調査の確定値が公表されたが、わが国の総人口は、国勢調査の開始以来、初めて減少となった。また、39道府県で人口が減少する一方で、東京圏の人口のみが、一貫して増加を続け、総人口の、実に4分の1超が集中している。そして、その全国シェアは、近年、再び上昇のスピードを速めている。

併せて、最近の人口の動きをみると、大阪圏や名古屋圏が3年連続で転出超過となる一方で、東京圏への転入超過数は、主に東京都を中心に、平成24年以降、4年連続で拡大している。しかも、転入者の大半を構成しているのが、将来にわたって地域の経済を支える15歳から29歳までの若者である。

我々都道府県は、まち・ひと・しごと創生法にのっとり、産学官金労言などあらゆる主体と連携し、全団体が策定した地方版総合戦略に掲げた政策を総動員し、全力で地方創生に取り組んでいる。

しかし、現実には、むしろ、東京一極集中が加速している。

国は、今一度、東京圏への人口の過度の集中を是正するとした、地方創生の理念に立ち返り、特に、大学への就学や就職をきっかけとした、若者の東京一極集中に歯止めをかけ、東京圏と地方との間の転入・転出の早期均衡を図るため、以下の抜本的な対策を直ちに講ずるよう強く求める。

加えて、地方創生に関する累次の要請も含め、別紙の措置について速やかに実行することを求める。

若者の東京一極集中是正のための緊急抜本対策

1 大学の東京一極集中の是正

東京23区における大学・学部の新增設を制限するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京23区から地方への移転の促進等を図るとともに、それに対する特段の財政措置を講ずること。

2 地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を新增設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特例措置を講ずること。

3 地方の担い手の育成・確保

地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設や、地方が行う研修・訓練等に対する支援の充実などにより、地方を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保を図ること。

4 立法措置による東京一極集中の是正の実現

次期通常国会において、上記1から3までに掲げる対策に必要な立法措置を講ずること。

速やかに実行すべき地方創生推進施策

1 少子化対策及び子どもの貧困対策の抜本強化

全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止、保育人材の確保、地域主体の取組の後押し、子どもが多いほど有利になる新しい税制措置などにより、少子化対策の抜本強化を図るとともに、給付型奨学金の創設など子どもの貧困対策の更なる充実を図ること。

2 地方への人の流れを生み出す取組の促進

平成28年度税制改正で充実が図られた地方拠点強化税制の更なる拡充も含めた、企業の地方移転の流れを一層促進するための税財政制度の構築を図るとともに、企業版ふるさと納税制度の柔軟な制度への拡充・改善、手続の簡素化を図ること。更には、介護保険に係る特別な財政調整制度の創設など、東京一極集中を是正し、地方への人の流れを生み出す取組を促進すること。

3 国家戦略としての政府関係機関の移転の推進

国家戦略としての政府関係機関の移転は道半ばである。まずは、「政府関係機関移転基本方針」については、国が主体となって早急かつ円滑にその完全実現を図ること。特に、移転に要する費用については、国が責任を持って対応すること。また、今後も国家戦略として、次のステージの構築を図ること。

4 地域の将来を支える人材育成・確保の強化

初等中等教育や地方大学を含む高等教育については、地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であり、教職員定数や国立大学の運営費交付金等の充実をはじめ、削減ではなく機能強化の方向で対応するとともに、地域経済の将来を支える人材確保のため、地方が行う地方就職者の奨学金返還支援に対する財政措置を拡充すること。

5 多様な働き方を可能とする働き方改革の実現

労働者の立場で、場所や時間を選ばないワークスタイルとして、国を挙げて、在宅勤務、モバイルワーク等の更なる展開を図り、一億総活躍の環境を整備することを通じ、人口減少社会における生産人口の縮小に対応するとともに、地方における雇用の場を創出し、成長と分配の好循環を実現すること。

6 「地方創生回廊」の早期完備

東京一極集中の是正に不可欠な基盤として、リニア中央新幹線や整備新幹線、高速道路などの整備促進により、国土のミッシングリンクを早期に解消し、地方と地方をつなぎ、それぞれの地域の特色ある発展を支える「地方創生回廊」を早期に完備すること。

7 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり

高速交通網と地域交通網とのアクセス強化など、人や企業の地方分散に不可欠な公共インフラの早期整備を図ること。

併せて、水害などの頻発化・激甚化や南海トラフ地震や首都直下地震の発生等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾など社会資本の防災・減災対策や老朽化対策、広域交通ネットワークのリダンダンシー確保が不可欠であることから、強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。

8 地方創生に関連する予算の十分な確保

不安定感が急速に増す経済情勢の下において、日本経済全体の持続的拡大を図るためには、地方創生が不可欠であるとの認識に立ち、消費税・地方消費税の引上げが見送られた中であっても、平成29年度当初予算において、地方創生に関連する予算や、地方交付税、まち・ひと・しごと創生事業費等地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

また、地方創生を実現するためには、長期にわたる息の長い取組が必要であるため、短期的な予算の確保だけでなく、将来にわたって安定的な財源の確保を図ること。

9 地方創生推進交付金の自由度向上と規模の拡大

ソフト事業と一体となって特に十分な効果が見込まれる施設整備事業等に係る要件を大幅に緩和するなど、自由度を一層高めるとともに、今年度の規模（国費ベース1,000億円）を上回るものとする。